

## 日本 GAP 協会 技術レター 2021 年 6 月号

### JGF 技術レターについて

目的：ASIAGAP/JGAP 指導員、ASIAGAP/JGAP 審査員および認証農場・団体の皆さんが、ASIAGAP/JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：適した話題がある場合に不定期に発行します。

内容：日本 GAP 協会に寄せられた ASIAGAP/JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。

### もくじ

- Q 1. 肥料取締法の改正の影響（ASIAGAP、JGAP 農産物、JGAP 家畜・畜産物） p.1
- Q 2. 種苗法改正の影響（ASIAGAP、JGAP 農産物、JGAP 家畜・畜産物） p.4
- Q 3. 機械の安全性評価について（ASIAGAP、JGAP 農産物、JGAP 家畜・畜産物） p.4
- Q 4. 食品衛生法改正の影響（ASIAGAP、JGAP 農産物） p.6

### Q1. 肥料取締法の改正の影響（ASIAGAP、JGAP 農産物、JGAP 家畜・畜産物（自給飼料））

最近、肥料取締法が改正されたと聞きましたが、JGAP の適合基準への影響はありますか？

### A1.

2020 年 12 月 1 日に、これまでの「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」に法律の名称が変更され、その内容も変更されました。以下に農水省のホームページにある法改正の概要を示します。

([https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/seidominaoshi.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/seidominaoshi.html))

## 背景及び趣旨

我が国の農地における地力低下や土壌の栄養バランスの悪化が懸念される中で、国内の低廉な資源であり、土づくりにも役立つ堆肥や産業副産物由来肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質確保を進めるとともに、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等が進むよう、法制度を見直す必要。

### 【具体的課題】

#### (1) 産業副産物資源の有効活用

産業副産物の肥料利用の一層の拡大に向けて、農家がより安心して利用できるようにするためには、原料管理の強化や虚偽表示などへの対応が必要。

#### (2) 農家ニーズに応じた新たな肥料の生産・利用

農家ニーズに対応するため、これまでできなかった堆肥と化学肥料の配合等、土づくりや労力・コストの低減につながる肥料配合に関する規制の見直しや、効果の発現時期（緩効性）等、施肥の効率化につながる品質表示の充実が必要。

## 法案の概要

### 1 肥料の原料管理制度の導入

- ① 農林水産大臣は、肥料に使える原料の範囲の規格を設定
- ② 肥料の生産業者及び輸入業者に、原料帳簿の備付けを義務付け
- ③ 肥料の原料の虚偽宣伝を禁止

### 2 肥料の配合に関する規制の見直し

- ① 普通肥料（化学肥料等）と特殊肥料（堆肥等）を配合した肥料や、肥料と土壌改良資材を配合した肥料を、届出で生産できる制度を新設する。
- ② 登録済みの肥料同士の配合に加え、一定の加工（造粒等）を行った肥料についても、届出で生産できることとする。

### 3 肥料の表示基準の整備

農林水産大臣は、成分量等の品質表示に加え、肥料の効果の発現時期（緩効性）等の肥料の品質や効果に関する表示についても基準を定め、必要に応じて指示・公表・命令ができることとする。



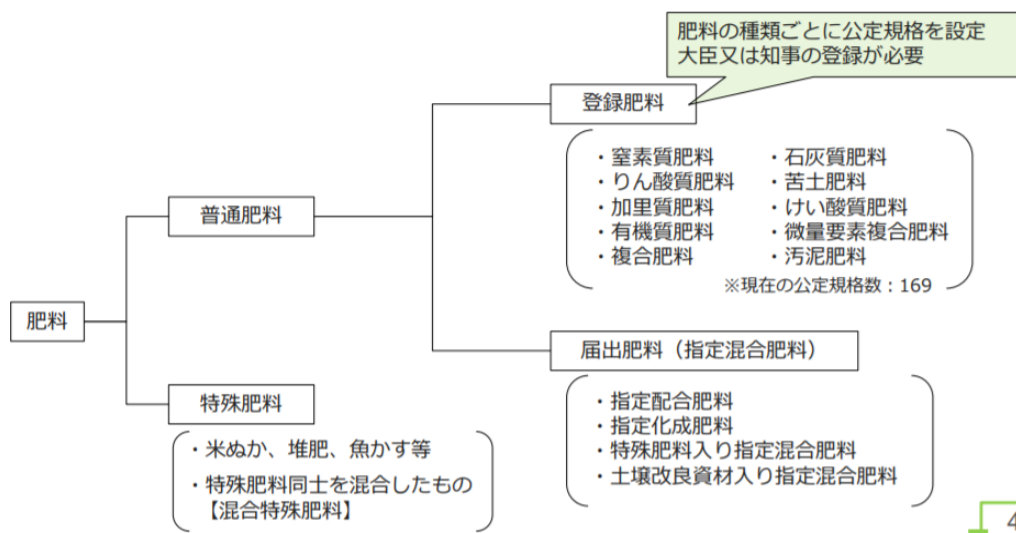
肥料業者自身による原料管理の義務付けや、届出肥料の拡大に伴い、法律の題名を「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正。

また、以下の農水省ホームページにある新たな肥料の分類の全体像を示します。

([https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/attach/pdf/kankeishakaigi-8.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/kankeishakaigi-8.pdf))

## (参考) 肥料の分類

- 肥料は、①米ぬか、堆肥等の農家の経験によって識別できる単純な肥料や製品価値をその主成分のみに依らない肥料である特殊肥料と、②それ以外の普通肥料に大別。
- さらに、普通肥料は、農林水産大臣又は都道府県知事への登録が必要な登録肥料と、普通肥料や特殊肥料、土壤改良資材などを原料として作られる指定混合肥料に分類。



4

法改正の詳細については、農水省のホームページ等でご確認ください。今回の法改正に伴って、「JGAP 農場用 管理点と適合基準 2016」の適合基準自体の修正はありませんが、関連する以下の点を修正いたします（代表して青果物の基準書で示します）。

・ p.11 用語の定義 96)

これまで	今後
普通肥料：特殊肥料以外の肥料のこと。なお、「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいう（肥料取締法 第2条第2項より）。	普通肥料：特殊肥料以外の肥料のこと。なお、「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいう（肥料の品質の確保等に関する法律 第2条第2項より）。

・ p.44 25.1.3 管理点（家畜・畜産物 29.2）：肥料等の安全性 取組例・備考

これまで	今後
②日本の場合、普通肥料が行政による公定規格に合格した肥料となる。	②日本の場合、普通肥料が行政による公定規格に合格した肥料となる。ただし、【特殊肥料入り指定混合肥料】と【土壤改良資材入り指定混合肥料】は除く。

※解説

普通肥料の中の【特殊肥料入り指定混合肥料】と【土壌改良資材入り指定混合肥料】については、混合する特殊肥料及び土壌改良資材について生産届出時の資料を入手する等により肥料の安全性を確認する必要があります。

※なお、今回の法改正の施行については、以下のようなスケジュールとなっています。

- ①肥料の原料管理制度の導入・・・2021年12月1日施行予定
- ②指定混合肥料制度の創設・・・2020年12月1日施行
- ③肥料の表示制度の整備・・・2021年12月1日施行予定

**Q2. 種苗法改正の影響（ASIAGAP、JGAP 農産物、JGAP 家畜・畜産物（自給飼料））**

最近、種苗法が改正されたと聞きましたが、JGAP の適合基準への影響はありますか？

**A2.**

改正種苗法の概要については、改正種苗法のポイント（農水省 HP）が参考になります。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-32.pdf>

今回の法改正では、原則自家増殖のケースについても育成者の許諾が必要となったことにより、JGAP に影響がある部分は以下となります。

・管理点 2.5 知的財産の保護 取組例・備考

これまで	今後
②例えば日本の場合、登録品種の種苗を譲渡する場合は 権利者の許諾を得ている。栄養繁殖植物の中で農林水産省令の例外規定から除外されているものを増殖する場合は 権利者の許諾を得ている。	②例えば日本の場合、登録品種の種苗を譲渡する場合は 権利者の許諾を得ている。 <u>登録品種の種苗を自家増殖する場合は、権利者が自家増殖に対して許諾手続きを求めないことを明示している場合を除き</u> 、権利者の許諾を得ている。

**Q3. 機械の安全性評価について（ASIAGAP、JGAP 農産物、JGAP 家畜・畜産物）**

機械の安全性を証明する「型式検査」や「安全鑑定」は廃止になったと聞きましたが、機械・設備の安全な使用 ③ 購入時には機械・設備の安全性の評価を行っている。に対応するには、どのようにすればよいのでしょうか？

**A3.**

農業機械化促進法は平成 30 年 4 月 1 日をもって廃止され、これに伴い平成 29 年度まで同法に基づいて農研機構で実施していた農機具の型式検査及び鑑定(安全鑑定、任意鑑定など)はいずれも廃止となりました。

その一方で、農作業事故による死傷事例は高止まりの傾向もみられ、農作業の安全性確保のため、農業機械の安全性確認はより重要度が増しています。また、自動化農機やロボット農機の普及も進んできていることから、以下の新しい「安全性検査」制度が2018年に制定され農研機構により運用されています。

1. **安全キャブ・フレーム検査(旧来の型式検査(安全キャブ及び安全フレーム)を拡充)**  
農用トラクター(乗用型)、農用運搬機(乗用型)及び座席を有するほ場内運搬機にそれぞれ装備される運転者を防護する装置を対象に、強度や安全空間が確保できるか等について検査し、転倒・転落事故の重大化の防止につなげる。
2. **安全装備検査(旧来の安全鑑定を強化・拡充)**  
各種農業機械における安全装備について安全装備の確認項目及び安全性検査基準に基づいて検査し、安全な農業機械の普及を促進して事故防止につなげる。
3. **ロボット・自動化農機検査(新設)**  
ロボット農機(使用者がほ場内やほ場周辺から監視しながら、無人でほ場内を自動運転させる農用トラクター(乗用型)に適用)や自動化農機(ほ場内で使用する自動操舵機能を有し、運転者の乗車を必要とする農用トラクター(乗用型)、田植機、コンバイン(自脱型)、コンバイン(普通型)に適用)の先進的な機械・装置の安全性について検査し、ロボット農機の普及を促進して農作業の安全確保につなげる。

JGAP2016の管理点18.6(家畜・畜産物19.4)の取組例・備考には「③例えば日本の場合、購入時に型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。」と紹介されていますが、今後、新規に農機具を購入する場合には、「安全性検査」に合格しているものを選択するという手段が追加されます。ただし、これは全ての農機具に義務付けられるものではありませんので、別の手段で機械・設備の安全性の評価を実施していただいても構いません。例えば、メーカーや販売店から、事故防止の観点からどのような安全対策が講じられているのかについての説明を十分に聞くことにより自ら評価する、というやり方があります。ちなみに、新しい「安全性検査」に合格した農機具には、以下の表示がされます。



基本例



追加情報記載例

#### Q4. 食品衛生法改正の影響（ASIAGAP、JGAP 農産物）

最近、食品衛生法が見直され、全ての食品事業者が HACCP を実施する必要があるようですが JGAP や ASIAGAP にはどのような影響があるのでしょうか？

#### A4.

2018年6月に公布された改正食品衛生法では、2020年6月からの経過措置を経て2021年6月より原則全ての食品事業者に「HACCPに基づく衛生管理」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を要求しています。この適用にあたり厚生労働省では対象となる営業者と対象ではない事業形態（採取業）を明確にして通知しました。【農業及び水産業における食品の採取業の範囲 薬生食監発0518第1号 令和2年5月18日】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000631460.pdf> 参照

この通知によると、米と茶については以下のように仕分けられています。

商品の形態	補足	採取業であるか？
玄米		○
精米	業として（請け負うなど）精穀する場合は除く	○
荒茶	更なる加工のため加工業者に販売することが前提	○
仕上茶		×

したがって、JGAP の適用範囲と比較した場合に、仕上茶を生産している場合 HACCP 対象の事業者となります。仕上茶は、ASIAGAP の適用範囲外となります。

なお、米や茶以外の商品の出荷形態やサービスの形態についても【農業及び水産業における食品の採取業の範囲 薬生食監発 0518 第 1 号 令和 2 年 5 月 18 日】により、法的に HACCP 対象事業者であるかどうかを確認できますので、参考にしてください。

以上